

令和7年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店	名古屋市中区大須1-7-11	自:7.4.10 至:7.10.9	6月	機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が令和7年3月24日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号